

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレー用

©CISTEC

2012. 08.

(1 / 3)

判 定 欄		注 釈	記 入 欄
別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 1 0 - (2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2 及び 1 5 の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨 物 名 : メーカー名 : 型及び銘柄 :	
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の1 0 の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの		【 】	告示貨物
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器		[]	※
ロ イメージ増強管		[]	※
ハ イメージ増強管又はその部分品		[]	※
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の (一) 及び (二) に該当するもの (要素素子の数が1 6 以下のカプセル封じをした光導電セルであつて 硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリ シン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リ チウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウム を用いたものを除く。)		[]	除外
(一) 次のいずれかに該当するもの		[]	
1 熱型でないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもの		[]	
一 要素素子が9 0 0 ナノメートル超1, 0 5 0 ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの		[]	数値 ()
イ 応答時定数が0. 5 ナノ秒未満のもの		[]	数値 ()
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が1 0 ミリアンペア毎ワットを超えるもの		[]	
二 要素素子が1, 0 5 0 ナノメートル超1, 2 0 0 ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの		[]	数値 () 数値 ()
イ 応答時定数が9 5 ナノ秒以下のもの		[]	数値 ()
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が1 0 ミリアンペア毎ワットを超えるもの		[]	数値 () 数値 ()
三 要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1, 2 0 0 ナノメートル超3 0, 0 0 0 ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		[]	数値 ()
四 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1, 2 0 0 ナノメートル超 3, 0 0 0 ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が3 2 以下のものを除く。)		[]	除外
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3. 8 未満のもの		[]	数値 ()
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの		[]	
五 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3, 0 0 0 ナノメートル超3 0, 0 0 0 ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの		[]	数値 ()
六 要素素子が4 0 0 ナノメートル超9 0 0 ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの		[]	数値 ()
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 7 6 0 ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 1 0 ミリアンペア毎ワットを超えるもの		[]	数値 ()
ロ 要素素子の数が3 2 をを超えるもの		[]	数値 ()
2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプ レーンアレーであつて、それぞれの要素素子がフィルター のない状態において8, 0 0 0 ナノメートル以上 1 4, 0 0 0 ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの		[]	数値 ()